

考古学からみた義倉の一考察

大橋 泰夫*

A Study of giso 義倉 were examined from archaeology

Yasuo OHASHI

はじめに

天平4年度・隠岐国正税帳によれば、飢疫民救済を目的として戸等（貧富の差）に応じて徴収した、粟を貯積した義倉が3棟あり、智夫郡を除く、海部郡、周吉郡、役道郡にそれぞれ1棟、設けられていた。隠岐国の郡衙正倉はみつかっておらず、義倉を含めて正倉の実態は明らかになっていないが、各地の郡衙正倉の発掘調査によって総柱建物と側柱建物からなる倉庫群の実態が判明している。

発掘調査のてびきには、次のようにまとめられている（文化庁2013）。

「正倉はおもに稲穀を収納した倉庫である。正倉は収納物によって、穀倉・穎倉・穎屋・義倉・糶倉に区別され、それらが建ち並ぶ一画が正倉院である。穀倉は田租の稲穀（稲穂）を貯蔵する倉で、穎倉・穎屋は出挙雑用の穎稲（稲穂の束）を保管する倉・屋である。こうした稲穀は種籾や食糧用として農民らに出挙され、その利稲は中央政府に貢進する物資の一部を調達する費用や、国司の部内巡行や伝使の往来に関わる経費、国衙や郡司の維持活動諸経費の財源とされた。義倉は貧窮民の救済用として徴収された粟などを収納した倉であり、糶倉には米を蒸して乾燥させた、保

存食料の糶が袋詰めにして納められていた。

正倉の建物は、史料や調査例から倉は総柱建物の高床倉庫、屋は側柱建物で廂のない土間ないし平地床の倉庫であった。日秀西遺跡（千葉県・下総国相馬郡衙）にみるように、群ごとに縦横に整然と並び、何度も建て替えられ、長期間にわたり使用されるという特徴がある。正倉は集落の倉より大型で、一般的には3×3間、4×3間の総柱建物と、屋とみられる側柱建物から構成されていた。正倉群の中には1棟ないし2棟程度、超大型の総柱建物が含まれる例があり、これは飢饉などのさいに民衆を救済するために天皇から分け与えられる賑給用の稲穀を納めた、法倉という特別な倉であった。那須官衙遺跡では、こうした超大型の倉を丹塗りで瓦葺きとしている。また、三軒屋遺跡（群馬県・上野国佐位郡衙）では、正八角形の総柱礎石建物が検出され、実録帳に八面甲倉と記載された倉と判明している。こうした正倉の高質化から、国家の威信や支配の正統性の誇示が図られたことがわかる。」

正倉の中には、「賑給用の稲穀を納めた法倉」や「貧窮民の救済用として徴収された粟などを収納した義倉」があり、史料から法倉は超大型であることが判明しており、大型の

*島根大学法文学部社会文化学科

高床倉庫は各地の郡衙正倉跡で一棟ないし二棟、確認されている。また、大型ではないが、他の高床倉庫よりいち早く礎石立ちとなり、基壇を持つなど威容を示す高床倉庫についても法倉だった可能性がある（大橋 2012）。法倉の実態は考古学的に把握されるようになってきた。

一方で、粟などを収納した義倉については、どのような建物だったか、他の正倉と建物配置や構造の違いがあるのか、その実態は不明な点が多い。天平期の正税帳によれば、各地の郡衙正倉に義倉が設置されていたが、遺跡の中でどの建物跡が義倉か、どのように判断すべきかわかっていない。

郡衙遺跡の調査では、まだ炭化粟の出土例は少ない。この点について、調査にあたって粟などの雑穀について検出する意識が十分でないことも、義倉の実態が明らかにならない要因と考えている。

ここでは、考古学的に郡衙正倉の検討から、義倉の実態が現状においてどの程度、把握できるかについて検討を行う。穀倉は稲穀を収納し、粟穀を含まない倉を指し、粟穀を収納した倉を粟倉として記述する。

I 義倉について

義倉制度は、貧富の差に応じて粟あるいは稲、麦などの雑穀を収取し、飢饉や災害などに備えて正倉に貯積した。賦役令義倉条によれば、戸を九等に分けて粟（雑穀）を徴収することになっている。天平2年（730）の越前国と安房国の義倉帳が正倉院文書として残る。

制度としては、続日本紀の大宝2年（702）2月に、「諸国大租。駅起稲及義倉。并兵器数文。始送于弁官」とあり、義倉制は大宝令で実施された（榎 1988、21 頁）。

義倉は唐の制度にならった。武井紀子は、

唐では州県単位での備荒貯蓄の推進が皇帝の徳治を具現化する制度として位置づけられていたが、日本では正倉に貯積された正税稲穀を財源とする賑給と、義倉として蓄えられた穀物を財源とする義倉賑給の二つのあり方が並存し、日本の律令義倉制度は唐制を模していたものの、飢民救済という義倉の本質を、共同体内における相互救済の性格を持つ原田租に結びつけて引き継がせ、国郡制の枠組みの中で再編したとみる。そして、令制田租が中央（天皇）に結びつけられて整備される一方で、共同体としての互助機能の制度的整備という必要性から田租による正倉賑給と義倉賑給が並存し得たと考えた（武井 2012、27-63 頁）。

義倉を考古学的に確認することが難しい理由としては、賦役令義倉条によれば、粟に代えて、「稲、大麦、小麦、大豆、小豆」で収納することもあり、粟でなく稲穀で徴収されていた場合もあったことによる。文献史料から天平6年頃より、義倉制度の粟を中心とした形式的規定が稲穀や穎稻を中心とした現実的な方式に修正されることから、義倉による賑給を粟に限定して考える必要はない（舟尾 2006）。また、義倉は正倉との融通が比較的簡単になされていたこと、粟徴収を原則としながらも稲穀による貯積が行われていた（武井 2012）。

文献史料による研究で明らかにされたように、義倉が稲穀で貯積された場合、郡衙正倉の発掘調査によって義倉を特定することは容易でない。その一方で、天平期の正税帳によれば、8世紀前半代には諸国の郡に義倉が設置され、粟が収納されていた事例は存在する。さらに、天平9年度（737）豊後国球珠郡条に、「義倉為正税倉老間 板倉」とあり、義倉を後に正税倉としている点から、義倉として板倉

が設置され、義倉のクラは稲穀を収納した正倉とは別に確保されていた例も認められる。したがって、粟倉を特定することによって、義倉の構造を知ることは可能と考える。

ただし、郡衙正倉の粟倉すべてを義倉とすることもできない。大和国、駿河国、豊後国などの正税帳に、粟倉と記載されているが、こうした粟倉は、「靈龜元年10月の粟麦奨励の格（続紀）により稲の代輸として納められ、貯蔵された粟か、義倉粟（賦役令義倉条）と異なり、粟倉に置かれたものであろう」（林・鈴木編1985、2頁）とされている。郡衙正倉に稲の代輸として粟が納められた粟倉もあった。したがって、郡衙正倉の発掘調査でみつかる、粟倉のすべてを義倉とすることもできない。この点から、郡衙正倉において考古学的に義倉を特定することが困難となる。

史料からも、義倉の建物配置や構造を知る手がかりは少なく、その実態は不明な点が多い。ここでは考古学的に、郡衙正倉の発掘調査の成果を踏まえて、粟を納めた倉について検討を行い、粟倉から義倉の一端を考える。

Ⅱ 粟倉の実例

考古学的に義倉を論じた専論はない。郡衙正倉の調査によって、炭化稲穀が出土する例は各地で確認され、稲穀を収納した正倉の実態は明らかにされたが、炭化粟の出土例が少ないためである。わずかに、栃木県長者ヶ平官衙遺跡（下野国芳賀郡衙別院）、長野県恒川遺跡（信濃国伊那郡衙）、熊本県鞠智城跡（肥後国菊池郡衙正倉）で焼けた粟がみつまっている。

1 長者ヶ平官衙遺跡（芳賀郡衙別院）

長者ヶ平官衙遺跡は、芳賀郡衙別院として7世紀末から8世紀初めに新設され、9世紀代まで機能した。芳賀郡では中央部で郡衙本院

とみられる堂法田遺跡、南部で正倉別院の中村遺跡があり、長者ヶ平遺跡は郡北部に設置された郡衙別院と考えられる。政庁と正倉が整然と配置され、官衙域は広く南北220メートル、東西310メートル以上あり、さらに北側の張り出した台地、南北約150メートル、東西約100メートルを加える（栃木県教委2007、図1）。

建物群は、大きくは4ブロックにまとめられ、もっとも高く広い台地中央にコの字形配置の政庁を置き、その西側と北側、さらに東側に総柱建物を主とする正倉群を配置し、北側に張り出した台地上に、側柱建物を置く。西側の正倉院を西正倉地区、東側を東正倉地区と呼ぶ。西正倉地区は大溝で区画された外郭内側には、溝でコの字形に倉庫群を区画した内郭を持つ。政庁北側でも礎石建物や側柱建物が確認されているが、これらは北端倉庫列の東延長上にあたる高床倉庫である。正倉群は焼けており、炭化稲穀だけでなく、雑穀（粟、麦）が出土し粟倉もあった。

（1）炭化穀類からみた穀倉と粟倉

長者ヶ平官衙遺跡では、すべての建物跡・溝跡の遺構について埋土を採取し、個々の建物の貯積されていた穀類を解明しようと試みた。報告で整理されたように、それぞれの柱穴や溝の埋土中から、炭化稲穀の他に粟、麦などの雑穀を確認することができ、地区ごとの倉庫で収納物の違いがあることが明らかになった（栃木県教委2007、154・155頁の表4）。粟と稗の識別はできていないため、本稿では粟として扱う。

報告によれば、次のように整理されている（パリノ2007、157頁）。

「アワーヒエ、コムギ、マメ類などの雑穀類は、イネに比べて量が少なく、検出される遺構も少ない。特にアワーヒエは、建物跡より、

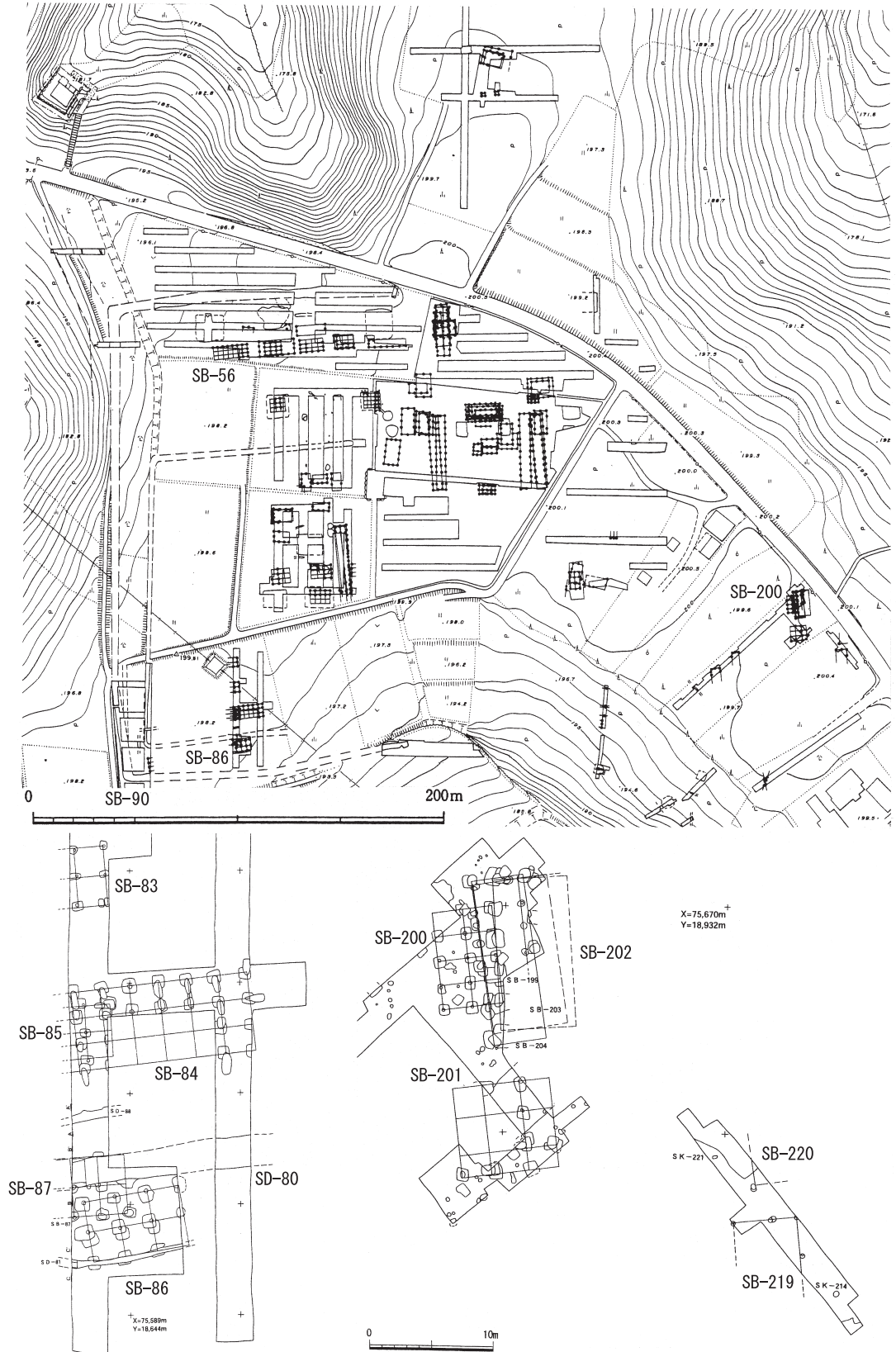


図1 長者ヶ平官衛遺跡の全体図と粟倉平面図

むしろ第3次調査区で検出されたSD-80や第4次調査区で検出されたSD-92、SD-93、SD-94、SD-95などの溝などから多く見つかり、遺跡南西側から認められる傾向がある。この他、第3次調査区のSB-86B、第4次調査区のSD-96、第6次調査区のSB-110B、SK-128、SB-202などから認められる。このことから、イネに比べると小規模な貯蔵であったか、あるいは貯蔵されていたものではなく、当時食用に用いていたものが炭化残存した可能性などが推測される。」

郡衙正倉地区からの出土であり、炭化稲穀に比べて量が少ないのは、「イネに比べると小規模な貯蔵であった」とみなすことができる。

また、現地での肉眼観察によって、西正倉地区のSB-86Bとそれを区画する東西溝SD-80の埋土中に炭化粟とみられる穀類は確認できたが、雑穀がSB-86B付近だけでなく離れた東正倉地区のSB-200の柱穴掘方や採取埋土からもまとめて出土している点が明らかになったことも土壌分析の成果である。西正倉地区の南西部と東正倉地区の二箇所にも粟倉が設置されていた。なお、那須烏山市教育委員会による平成24年度の調査でも西正倉地区の南西部において、布地業の礎石建物SB-335の掘方埋土中から、径5cmほどの炭化粟とみられる塊が出土している（那須烏山市教育委員会・木下実氏のご教示）。ただし、炭化粟が収納されていた建物の特定は難しい。

土壌分析にあたっては、フローテーション法による炭化穀類の検出だけでなく、柱穴埋土のプラント・オパール分析も行った。炭化麦を確認しただけでなく、麦に由来するプラント・オパールが建物柱穴からみつかった。「オオムギ族の短細胞珪酸体がSB-105の西側柱列北第3柱採取埋土、SB-111の2点（南側柱列西第2柱のA期採取埋土とB期壺地業埋

土）からわずかに認められる。オオムギ族はコムギやオオムギなどの栽培種を含む分類群であるが、いまのところ、検出された珪酸体の形態から、栽培種か否かの判別は難しい」（パリノ2007、151頁）

オオムギ族の短細胞珪酸体が柱穴からみつかった建物が、麦を納めた倉とは即断できないが、埋土のプラント・オパール分析によって収納物の種類が特定できることが明らかになった。

炭化粟の分布集中地点は、炭化稲穀が多量に出土する地区とは明確に違いがある（表1）。第1次調査区は政庁地区であり、ここは西正倉院の中央部から北部に隣接し、政庁と倉庫群との間には塀による明確な遮蔽施設は設けられていない。西正倉地区に隣接した西脇殿SB-2B期の柱穴掘方からまとめて炭化稲穀が出土している。ここでは炭化稲穀ばかりが出土する点から、西正倉地区では、コの字形に溝で区画された内郭には稲穀が中心に収納されていた。内郭には総柱建物だけでなく、側柱建物も設置されており、穎稲を納めた屋もあったと推定でき、側柱建物の柱穴埋土の土壌分析によって、穎稲に由来するプラント・オパールがごく少量、確認されている（パリノ2007）。

西正倉地区の粟倉 SB-86

正倉院のなかでもっとも南側に位置する、SB-86が粟倉の可能性が高い。SB-86は桁行3間×梁行2間の総柱式、東西棟建物である。

「SB-86A・B 桁行3間×梁行2間の総柱式東西棟建物であり、倉院の掘立柱建物群北第6列に位置する。北約10mにはSB-84があり、SD-81と重複し建物が古い。B期柱痕跡内にもみ炭化物が多量に混入することから、B期建物が火災に遭っていたことが明らかになった。SB-87とも重複するが、B期火災に伴う炭

表1 長者ヶ平官衙遺跡の炭化穀類一覧 (パリノ 2007、表4から作成)

調査区	遺構	イネ	アワ・ヒエ	コムギ	マメ類	備考
第1次 (政庁地区)	SB-2B 東側柱列北第5柱 柱痕	31				西脇殿
	東側柱列北第6柱 抜取	13				〃
	東側柱列北第7柱 抜取	29				〃
	東側柱列北第8柱 抜取	20				〃
	東側柱列北第9柱 抜取	6				〃
	東側柱列北第10柱 抜取	4				〃
	西側柱列北第4柱 抜取	10				〃
	西側柱列北第6柱 抜取	19				〃
	西側柱列北第7柱 抜取	5				〃
	西側柱列北第8柱 抜取	10				〃
	西側柱列北第9柱 抜取	12				〃
	南東隅柱 抜取	4				〃
	南西隅柱 抜取	10				〃
	SB-7 東側柱列第3柱 掘方	3				
	南東隅柱 掘方	16				
	南東隅柱 抜取	31				
	SB-8 東側柱列北第3柱 柱痕	15				
	SB-19 東側柱列北第2柱 掘方	2				
	東側柱列北第2柱 抜取	3				
	南妻柱列棟持柱 掘方	5				
南妻柱列棟持柱 抜取	13					
北東隅柱 掘方	4					
北東隅柱 抜取	6					
南東隅柱 掘方	44					
南東隅柱 抜取	44					
SK-16 2層(上層)				1		
SK-17 1層(最上層)		2		1		
第3次 (西正倉地区・南方)	SD-80 2層(最上層)		56			
	SD-81 1層<上層)	8				
	SD-81 2層<中層)	1				
	SD-81 3層<下層)	2				
	SB-83 南側柱列東第2柱 掘方	1				
	SB-86B 南東隅柱穴 抜取	7	14			
	第4次 (西正倉地区・南西)	SD-80 2層(中層)		1		
SD-92 6層			3			
2層			4			
SD-94 14層(上層)			5			
16層(下層)			1			
SD-95 2層(中層)			6			
SD-96 3層(中層)		1				
第6次 (西正倉地区・中央)	SB-103 北西隅柱 掘方	1				
	SB-110B 北東隅柱 柱痕	1	3			
	SB-112 北側柱列東第3柱 柱痕	1				
	SB-113 西第2列南第2柱 掘方	1				
	西第2列南第3柱 抜取	1				
第12次 (東正倉地区)	SB-201B 東側柱列南第2柱 抜取				1	炭化米C14分析
	SB-202 西側柱列北第2柱 抜取		4			
	西側柱列北第3柱 掘方		20			
	西側柱列北第3柱 抜取	1	4			

化物がSB-87柱痕跡内に認められないことから、本建物が新しいと推測できる。建て替えがある。南北方位は、N-10°-Wである。

桁行総長は8.1m (27尺) で、柱間寸法は2.7m等間である。梁行総長は4.8m (16尺) で、柱間寸法は2.4m等間である。面積は38.88m²である。柱穴掘方は、長径1.1~1.6m・短径0.9~1.3mの長方形か、一辺1.3mの正方形である。確認面からの深さは、1.0mである。B期の柱穴では柱痕跡が残っており、柱の太さは33cmと太い。B期南東隅柱痕跡内には多量の炭化米・炭化粟・稗が混入し、掘方内にはイネ科(小麦か)が混入している。」(栃木県教委2007、18頁)

SB-86は一度、建て替えがあり、B期柱穴埋土に多量の炭化稲穀・炭化粟・稗が混入していた。また、SB-86のすぐ北側には正倉院内部を区画する東西溝SD-80があり、炭化粟・炭化材が多量に混入していた。炭化穀類の量についてはサンプル的に採取した柱穴や溝埋土であるが、S8-86B南東隅の柱穴採取埋土中から、炭化粟(胚乳)14点、炭化稲穀(胚乳)7点が入っていた。すぐ北側のSD-80(最上層)には炭化粟だけが56点出土している(栃木県教委2007、155頁の表4)。SB-86B期柱穴から炭化粟の他に、炭化稲も少量出土しているが、SB-86北側の溝SD-80(最上層)の埋土中に炭化粟だけが多量にまとまって出土している点から、SB-86の収納物は粟であり、柱穴採取埋土中から少量出土した炭化稲穀は別の建物に収納されていたと推定する。したがって、SB-86建物が粟倉と考える。

粟倉SB-86は、同一位置で先行して掘立柱建物SB-87が建っていたが、この時点では大溝内部を区画する東西溝SD-80は設けられていなかった。SB-87は東西2間以上×南北2間の総柱式建物であるが、焼けておらず柱穴埋

土中から炭化穀類の出土はなく、収納物は不明である。粟倉SB-86に先行する、SB-87が稲穀を納めた正倉か、粟倉だったかは明らかではない。

粟倉SB-86の年代は、報告によればⅡ-2期で8世紀後半~9世紀前半とされ、政庁が設けられる8世紀前半代のⅡ-1期に西正倉院は設置されなかったとする。ただし、報告でも「西辺大溝(SD-94)の方位がⅡ-1期の建物方位に近いことから、大溝はⅡ-1期から掘られていた可能性もある」とするように、西正倉地区は政庁と同時期に設置、機能していたとみることできる。筆者は、西正倉地区の倉庫群は、政庁の創設とともにじまり増築されたことによって形成されたとみており、粟倉SB-86は8世紀代に機能していたと考える。

粟倉SB-86の配置

西正倉地区は総柱建物と側柱建物から構成され、南北6列ある。粟倉SB-86は南端列にあたる北6列目の東側に置かれた。ここは政庁西側の西正倉地区のもっとも南側で丘陵先端部にあたる。SB-86の西延長には50mほど離れて、柱列を揃えた掘立柱建物(総柱か)SB-90が西正倉地区の南西隅に位置する。北6列目のSB-86は地形からみると、東端(もしくは東から2棟目か)となり、西端のSB-90と合わせて2棟、最大でも4棟程度の棟数だったと推定でき、他の列より棟数より少なく、列中の一つとして設置された。

西正倉地区は西側を南北に走る幅約9mの道路(郡衙間の連絡路)に沿って、大溝を設けて外郭とし、正倉群の三方をコの字形に区画している。その外郭大溝の中を、さらに溝をコの字形に設けて内郭とする。こうした溝による倉庫群の区分けについては、何らかの意図があったと思われる。SB-86は内郭ではなく、内郭の区画溝と外郭大溝の間にあたる、

南端の列中に配置されており、倉庫列は内郭の正倉群とは溝で分けられていた。

東正倉地区の粟倉 SB-200

東正倉地区の東側に建つ、SB-202 掘方および抜取埋土から炭化粟が出土しており、付近に粟倉があった。SB-202 は側柱建物であり、高床倉庫ではなく穎屋もしくは事務棟であろう。掘方埋土中に炭化粟と炭化材が入っている点から、炭化粟は先行した建物の収納物である。SB-202 は総柱建物 SB-200 が焼けた後に位置をずらして東側に建てられており、総柱建物 SB-200 が粟倉だった可能性が高い。

SB-200 は桁行 4 間×梁行 2 間の南北棟の掘立柱建物である。規模は桁行総長 7.8m (26 尺)、柱間は 1.95m 等間、梁行総長 4.8m (16 尺)、柱間寸法は 2.4m 等間で、面積は 37.44m² となる。粟倉 SB-200 は、南 6.3m に位置する SB-201 (桁行 3 間×梁行 3 間の総柱式) と西側柱列が揃う。ともに焼けており、同時期の建物である。SB-201B は抜取埋土中から炭化稲穀・炭化材が入っており、稲穀を納めた穀倉である。粟倉は単独で建てていたのではなく、南北に配置された倉庫群の一つとして設置され、同じ列中に稲穀を納めた正倉もあった。SB-200・220 付近は、官衙城東限の可能性がある (栃木県教委 2007、145 頁)。粟倉は東正倉地区の東端付近に設置されていた。

(2) 粟倉の検討

規模からみた粟倉

長者ヶ平官衙遺跡において、粟倉と同じⅡ期にあたる、総柱式の掘立柱建物 (正倉) の規模について検討すると、粟倉 SB-86 の床面積は 38.88m²、SB-200 は 37.44m² となっている (表 2)。他の正倉について、規模が判明しているものが 8 棟あり、その床面積の規模は、東正倉地区で 1 棟だけ 38.88m² と粟倉に近いものがあるが、その他はすべて 50m² 程度もし

くはそれ以上である。西正倉地区と東正倉地区において、粟倉はもっとも規模が小さい総柱建物である。

正倉の規格について、山中敏史は『続日本紀』和銅 7 年 (714) 4 月 26 日付の太政官奏を取り上げ、諸国の「稲倉」について、大は四千斛、中は三千斛、小は貳千斛を収納するものと規定されており、収納量の数値が各等級の倉の満倉時の収納量を示したものとすると、大と等級づけられている倉の平面積は 70m² 前後、中は 55m² 前後、小は 40m² 前後であったとする (山中 2003)。長者ヶ平官衙遺跡の粟倉 2 棟は、小の規格に相当する。

配置と景観からみた粟倉

粟倉は南端や東端 (推定) の倉庫列中に配置されており、他の正倉群より外側の縁辺部にあった。東正倉地区では同じ列中に稲穀を納めた正倉があり、西正倉地区の粟倉付近でも炭化稲穀が出土している点から同じ列中に穀倉がある。粟倉は、穀倉と同じ列中に設置されていた。

また、長者ヶ平官衙遺跡は、郡衙間の連絡路と駅路の東山道が十字に交差した要衝の地にあたる、見晴らしがよい丘陵上に設置されている。道路との関係でみると、南から進んできた郡衙間の連絡路からみて、丘陵先端の南端でもっとも目立つのが、粟倉 SB-86 の倉庫列である。一方で、東正倉地区の粟倉 SB-200 は郡衙間の連絡路や北方を通過する東山道からも離れており、道路からの景観との関わりはない。西正倉地区、東正倉地区の粟倉の位置について共通する点は、正倉院の縁辺部に配置されていることである。粟倉 SB-86 についても、道路からの景観を意識して丘陵の先端に置かれたわけではなく、縁辺部にあったとみておくのが妥当であろう。粟倉は、他の正倉よりも小型でそれほど目立つ構造をとっ

表2 長者ヶ平官衙遺跡の総柱式の高床倉庫（地区ごとの規模順）

地区	遺構名	桁行×梁行	面積	備考
西正倉地区	SB-86A・B	3×2	38.88m ²	粟倉。柱痕に炭化米・炭化粟・稗混入
	SB-73	3×3	46.17m ²	
	SB-59A・B	3×3	51.03m ²	
	SB-108	3×3	62.37m ²	
	SB-58A・B	4×3	64.8m ²	
	SB-84	6以上×3	90.72m ² 以上	
	SB-56A・B	7×3	105.84m ²	
	SB-82	2×1以上		
	SB-114	2×1以上		
	SB-83	2×2以上		
	SB-85	2×2以上		
	SB-87	2×2以上		
	SB-90	3×1以上		
	SB-113	3×2以上		
東正倉地区	SB-200	4×2	37.44m ²	粟倉。柱痕跡に炭化材
	SB-241	3×2	38.88m ²	
	SB-201A・B	3×3	56.16m ²	

ていない点からみても、意図的に外からの景観を意識した様子うかがえない。

粟倉と法倉

郡衙正倉の中には、一つないし複数の超大型の倉が設置されていた。その倉が法倉とされ、収められた稲穀は高年者や貧民・難民を救済するために使われた。下野国や常陸国などでは柱を丹塗りした瓦葺建物もみつかっている。超大型の高床倉庫は、正倉院のなかでもっとも目立つ場所に建つ例が多く、官道側に向くなど景観を考慮している例が多い（大橋2012）。

長者ヶ平官衙遺跡では、法倉とされた可能性がある総柱建物は西正倉地区の掘立柱建物SB56である。東西棟で桁行7間（16.8m）、桁行3間（6.3m）の大型建物で、床面積105.8m²となる。SB-56は、西正倉地区の北端列に配置され、谷を挟んで北側を東西に走る東山道と、西側を通過する郡衙間の連絡路が交差する十字街付近からもっとも目立つ位置に設置されている。

長者ヶ平官衙遺跡では法倉とみられる超大型の高床倉庫は官道からの景観が考慮され、威容を示した。その一方、粟倉は小型であり、外からの景観も重要視されていなかったようである。

小結

長者ヶ平官衙遺跡の粟倉については、次のようにまとめることができる。

- ・粟倉は8世紀代に、西正倉地区と東正倉地区の二箇所に設置されていた。

- ・粟倉は2棟とも正倉院の内郭ではなく、その端列（縁辺部）に配置されていた。単独ではなく、他の正倉と同じ列中にあった。長者ヶ平官衙遺跡では縁辺部に置かれていたが、粟倉の配置については正倉群の築造順や全体の増築計画との関係の中で把握していく必要があり、今後の課題である。

- ・粟倉は2棟とも小型の高床倉庫である。西正倉地区の粟倉SB-86Bは焼けた後、同位置で建て直されず、北側の区画溝も埋め戻される。東正倉地区の粟倉SB-200は焼けた後に総柱建

物でなく、側柱建物SB-202に建て替えられ、粟倉でなく穎屋もしくは事務棟に機能が変わる。両地区とも粟倉は同じ場所で再建されなかった。別の地点に粟倉が設けられた可能性もあるが、これは義倉制度が粟ではなく稲穀や穎稲を中心とした方式に修正されていくことと関わるかもしれない。

2 恒川遺跡の炭化粟

恒川遺跡は、信濃国伊那郡衙である。天竜川右岸の低位段丘面に立地し、大溝で区画された中に、総柱建物と側柱建物からなる倉庫群がみつまっている（飯田市教委2013、図2）。掘立柱建物から礎石建物への建て替えがあり、多数の円面硯の他、奈良三彩・畿内系土師器・「厨」墨書土器も出土するが、郡庁は不明である。

正倉院を区画する大溝の規模は、長辺約215m・短辺約150mで、台形状を呈する（図2）。区画溝内には正倉が区画溝の各辺に沿って並び、北・南・西の正倉列の存在が確認されているが、東列は未確認となっている。正倉は4期あり、7世紀後半から10世紀前半まで機能していた。

瓦が正倉院を区画する大溝から炭化稲穀と同じ層位で出土し、8世紀後半代に瓦葺きの倉（法倉か）が想定されている。粃穀が付着しない糶とされる炭化稲穀や雑穀も出土している。炭化粟とみられる雑穀は、正倉院北西隅部の区画溝から、出土後の検討によって見つかった。

「36次調査区の正倉区画溝内の炭化物に、炭化米と異なる形状のブロックを確認した。確認されたブロックは2×2cm程度の塊で、直径0.5～1mm程度の円形を呈する種子の塊の中に7mm程度の楕円形の種子が数粒混在している。円形の種子は皮付きで、楕円形の種子に

は皮が見られない。自然化学分析を実施していないため詳細は不明であるものの、観察からは粟等の雑穀の可能性が高い。」（飯田市教委2013、83頁）

炭化穀類の分布をみると、炭化稲穀は内部を中心に広く分布している。一方で、炭化雑穀（粟か）は正倉院北西隅から出土している点から、粟倉は北西隅付近にあったと推定できるが、建物は特定できない。また、瓦が正倉院を区画する大溝から炭化稲穀と同じ層位で出土し、正倉の中に瓦葺きの穀倉（法倉か）が推定されている（飯田市2013）。穀倉のなかには瓦葺きで威容を示した、特別な構造を持つ建物があったとみられる。しかし、法倉と異なり、粟倉は威容を示していなかった可能性がある。

3 鞠智城出土の炭化粟

肥後国に位置する鞠智城の八角形建物付近から、炭化粟が出土している（熊本県教委2012、図3）。鞠智城は7世紀後半に築かれた古代山城である。4期の変遷があり、第Ⅰ期が7世紀後半代、第Ⅱ・Ⅲ期が8世紀代、第Ⅳ期が9世紀代とされる。史料では、『日本文徳天皇実録』の天安2年（858年）6月条に鞠智城の不動倉11棟が火災に遭った記述や『日本三代実録』の貞観17年（875）6月条に「菊池郡倉舎」記述があり、9世紀代までに鞠智城は菊池郡正倉の機能を備えていた。

鞠智城全体は土塁と崖線で圍繞され、建物が集中するのが長者原地区である。礎石建物と掘立柱建物が確認され、炭化稲穀も出土し、その多くが稲穀や武器などを保管した倉庫とみられている。そのなかに掘立柱式の八角形建物が2棟みつき、8世紀代の建設と考えられている（図3）。八角形建物も高床倉庫であった可能性があり、向井一雄は、特殊な物品を

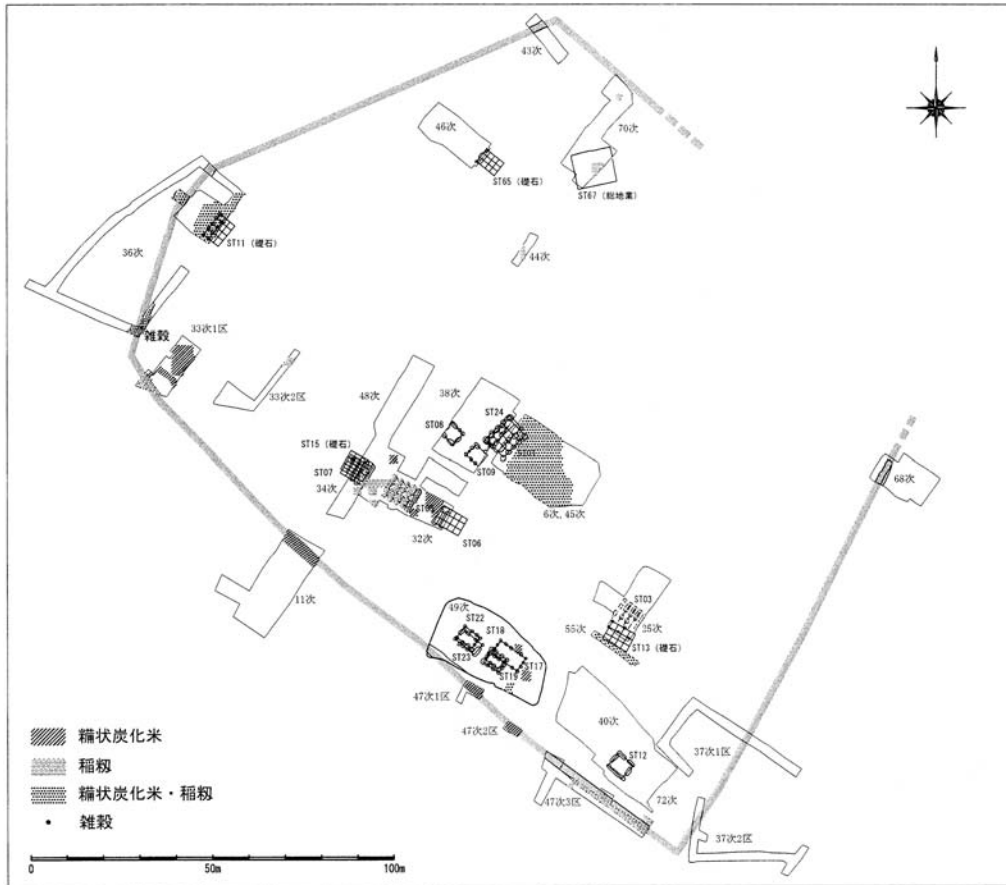


図2 恒川遺跡の全体図

保管する倉庫だった可能性を考える（向井2014、87頁）。筆者は穀倉群の一画にある点から、穀倉の一つとみている。

報告によれば、出土状況は不明だが、鞠智城の八角形建物跡付近からはイネやキビ、炭化材などとも出土している。

「焼きアワ（炭化アワ） 試料は、八角形建物跡（32号建物跡）付近（詳しい位置や状況は不明）より出土した炭化アワである」（パリノ2012、455頁）

「八角形建物跡（32号建物跡）付近の焼きアワ試料からは、多くのアワの穎・胚乳が確認されたほかに、イネの穎や胚乳、キビ、炭化

材、炭化していない植物片、土粒・岩片が確認された。雑穀類のアワは、多くの胚乳が明瞭に形をとどめ、表面に穎が残る良好な状態であったことから、穎がついた状態で火を受け炭化残存したと考えられる。アワ以外の種実では、イネの穎の破片（基部）が3個、穎・胚乳の破片が3個、胚乳が165個と、雑穀類のキビの穎・胚乳が2個、胚乳が1個確認された。イネ、キビは、当時の八角形建物跡（32号建物跡）付近で多量のアワとともに利用された植物質食糧と示唆される」（パリノ2012、461頁）

八角形建物跡（32号建物跡）付近から、炭

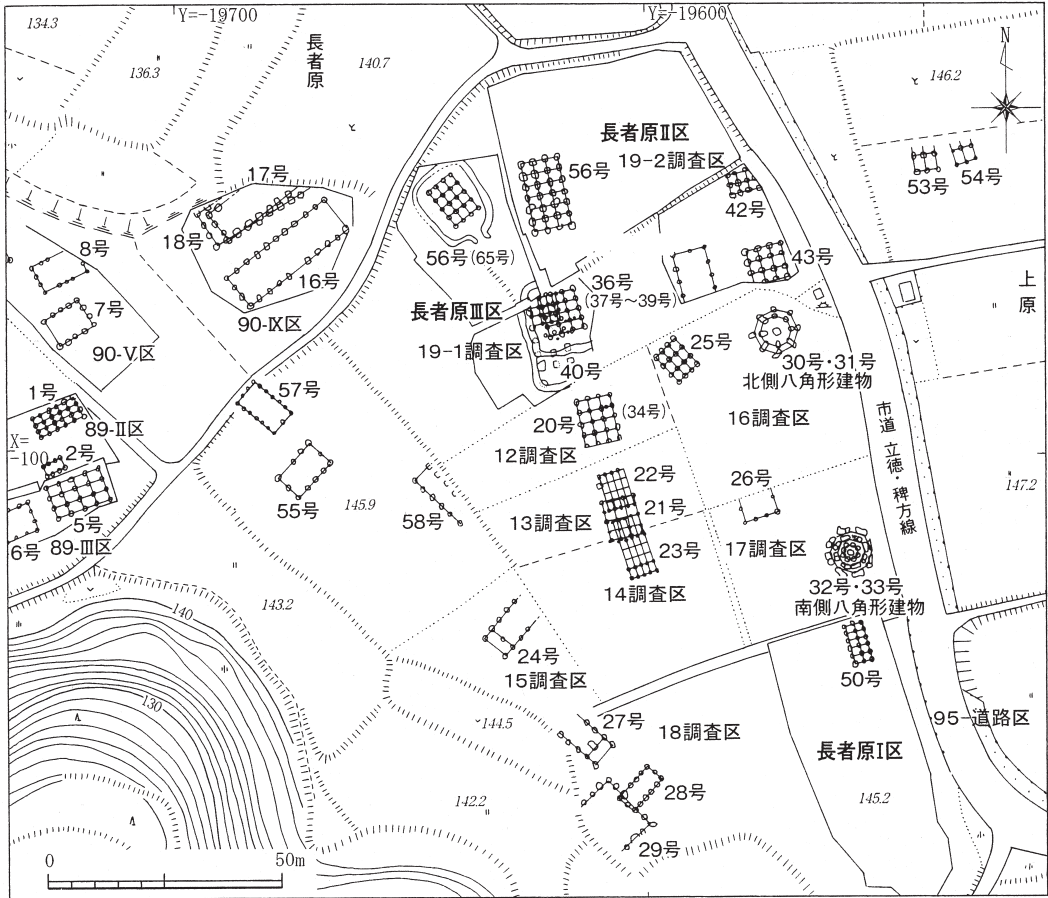


図3 鞠智城遺跡長者原地区の全体図

化稲穀やキビ、炭化材とともに出土しており、炭化粟や炭化稲穀は八角形建物もしくは付近の建物に収納されていた可能性もある。粟は基本的には穀粟として収納されるが、正税帳によれば薩摩国では穎粟も少量、納められていた。鞠智城出土の炭化粟については、穀粟か、穎粟かは不明である。

郡衙正倉で八角形倉庫は、群馬県三軒屋遺跡（上野国佐位郡衙）でみつがっている。礎石建物15棟、掘立柱建物40棟以上が確認され、区画溝や道路遺構、大型の竪穴建物、斜めに掘り込まれた特殊な土坑がみつがっている。倉庫群は総柱式の倉、側柱式の屋から構成さ

れ、その一つに八角形倉庫があり、「上野国交替実録帳」記載の「八面甲倉」に対応している。「上野国交替実録帳」は1030年に作成され、上野国内各郡の官舎の状況が記されている。正倉、郡庁、館、厨家から構成され、「無実」建物の記載である。佐位郡部分には正倉、郡庁、館の記載が見られ、正倉には18棟が記されている。「実録帳」には正倉の象徴的な建物である「八面甲倉」以外にも「法土倉」、「法板倉」という特殊な倉庫の記載がみられる。その規模や位置から、それぞれ1・2号礎石建物に比定され、建物の配置と「実録帳」から佐位郡正倉の建物配置が復元されている。「法

土倉]、「法板倉」とみられる、1・2号礎石建物とともに超大型で威容を示した。八角形倉庫は法倉とは記載されていないが、特別な多角形の形態やもっとも床面積が大きく、法倉である1・2号礎石建物と同じように威容を示していることから、法倉のような特殊なクラと評価されている（出浦2012）。

筆者も、特別な外観をとる八角形建物は法倉のような性格を持つと考えていたが、どうして法倉と記載されていないのか、不審に思っていた。そうした中で、鞠智城の八角形建物付近から、炭化粟が出土していることを知り、粟倉の可能性を検討した。この想定によれば、義倉のなかに八角形のような特殊な形態を持つ高床倉庫があったことになり、三軒屋遺跡の八角形倉庫も義倉の可能性が生じる。義倉も法倉と同じく、困った民を助けるための徳治主義を示す建物であり、他の一般的な正倉と異なっていたともみられる。しかし、鞠智城で八角形建物に粟が収納されていたことは確かではなく、炭化粟は周辺の高床倉庫に収納されていた可能性もある。現状では、粟倉や義倉のなかに特別な外観をした建物があったとすることはできない。長者ヶ平官衙遺跡の粟倉が小型で他の穀倉に比べて、とくに構造や規模が目立つあり方でなかった点からみると、八角形建物を粟倉とみることは難しいように思われる。八角形のような特別な外観をとる、高床倉庫にどのような穀類などが収納されていたかは、今後の課題である。

III まとめ

これまで粟などを納めた義倉については、文献史料から研究が行われ、数多くの成果があがっている。一方で、考古学的には郡衙正倉の発掘調査は各地で行われているにもかかわらず、炭化粟の出土例が少なく、粟倉の実

態は不明であった。

遺跡からみた粟倉

郡衙正倉から出土した炭化粟を通して、粟倉の検討を行った。長者ヶ平官衙遺跡では、粟倉が正倉院の端列に配置されていた。恒川官衙遺跡でも粟倉そのものは特定できないが、雑穀（粟か）は正倉院北西隅部でみつかっており、正倉院縁辺部に設置されていた可能性がある。こうしたあり方が一般的であるのかは、類例の増加を待つ必要がある。

また、正倉のなかでは小型という特徴が確認できた。粟などを納めた義倉については板倉と史料にあり、高床倉庫と推定されるが、これを裏付けるように長者ヶ平官衙遺跡では総柱建物であった。

粟を納めた義倉の棟数は、隠岐国正税帳に4郡中の3郡に1棟ずつあり、摂津国の某郡（東生郡か）では、正税帳に義倉2棟が載り、郡ごとに義倉の粟倉は1から2棟程度設けられていた。長者ヶ平官衙遺跡では同じ時期の粟倉が2棟、確認されている。長者ヶ平官衙遺跡は芳賀郡衙別院であり、本院の堂法田遺跡、正倉別院の中村遺跡があり、同郡内には正倉院が3箇所で見つかっており、他の正倉院にも粟倉があった可能性がある。下野国芳賀郡には複数棟の粟倉があり、別院にも設けられ、一郡内に複数棟の粟倉が設置されていたと憶測できる。前述したように、義倉ではなく稲の代輸として粟を収納した粟倉の可能性もあり、粟倉のすべてが義倉であったとすることはできない点に、注意が必要である。

義倉が田租正税用の正倉と通用され、粟徴収を原則としながら越前国義倉帳に記載されているように稲穀による貯積が行われていた場合、郡衙正倉のなかで義倉を特定することは難しい。各地の郡衙遺跡において、倉庫群が焼けて炭化穀類が出土しているにもかかわらず

らず、炭化稲穀の出土ばかりが報告されているのは、義倉に粟でなく稲穀による貯積が行われていたことが一般的だったことを示唆するものかもしれない。

また、天平10年度駿河国正税帳によれば、駿河国は7郡からなり、粟倉2間、粟借倉5間とあり、粟倉は郡ごとに1棟程度設けられたが、正倉域内にある他に、郡によっては豪族所有の倉、あるいは本来違う用途だった倉を正税用として利用していた可能性もある（山中1994、124-128頁）。こうした例から、すべての郡衙正倉院に粟倉が設置されていたわけではなかったとも理解できる。

隠岐国正税帳では、粟で徴収し義倉で貯積していたとみられるが、史料に残る義倉は国ごとの違いが大きい。一方で、長者ヶ平官衙遺跡において、粟倉がやや小型であるという特徴以外では、建物構造や規模から他の穀倉と大きな違いを見いだすことはできなかった。この粟倉が義倉であれば、こうした特徴が義倉の一端を示していることになる。義倉の構造については、さらに各地の郡衙正倉における粟倉の実態を踏まえて、検討していく必要がある。

倉の収納物の分析方法

これまで郡衙正倉で炭化穀類が出土した場合に、粃粒の向きに注意して、バラ積みの稲穀か、粃粒が穂先に付いた穎稲かの判断が行われてきた。しかし、正倉には稲穀・穎稲・糯だけでなく、粟・麦などの雑穀もあり、それぞれ穀倉・穎屋・糯倉・粟倉に収納されていた。そのため、発掘調査でみつかった郡衙正倉の個々の建物に、どのような穀類が収納されていたかを解明する必要がある。

また、郡衙正倉の発掘調査において、炭化稲穀と異なり、現地で雑穀を見いだすことは粒が小さく難しい。義倉を考える上では、建

物柱穴や溝・土坑の土壌を採取し分析する必要がある。炭化穀類が出土した場合には、土壌についてフローテーション法を行う必要がある、長者ヶ平官衙遺跡において現地の発掘調査時に不明だった雑穀がみついている。発掘調査のてびきでも、郡衙正倉における土壌分析の必要性を記載する。

「粟など小さな雑穀も見のがさないように、土壌試料を採取し、フローテーション法（整理編76頁）でその有無を調べることが望ましい」（文化庁2012、169頁）

倉庫群が焼けておらず炭化穀類が出土しない場合でも、柱穴の土壌のプラント・オパール分析を行うことによって、稲穀・穎稲の別や、雑穀の収納が判明する可能性がある。長者ヶ平官衙遺跡では建物ごとに柱穴の掘方、柱抜取穴、柱痕跡の土壌を採取し、プラント・オパール分析を行い、建物ごとの違いが確認されている。郡衙正倉における分析例が少ないために、建物に収納された穀類の解明にプラント・オパール分析がどの程度、有効であるか、明確ではないが、焼けていないクラの収納物を明らかにできる可能性があり、今後、郡衙正倉の調査・研究にあたっては実施すべきであろう。

おわりに

長者ヶ平官衙遺跡の粟倉は、2棟とも小型の高床倉庫であった。こうした倉が義倉の可能性が高いが、その実態は不明な点が多い。今後、郡衙正倉で粟や稲穀を収納した建物特定することによって、穀倉・穎倉・穎屋・義倉・糯倉の配置や建物構造が明らかとなる。そのなかで、義倉の実態も解明されていくと考える。

参考文献

飯田市教育委員会 2013『恒川遺跡群 総括編』
出浦崇 2012「上野国佐位郡衙正倉の法倉」『古代日本における法倉の研究』平成 21～23 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) 研究成果報告書
榎英一 1988「大宝令施行時の地方財政関係史料について」『古代史論集 中』塙書房
大橋泰夫編 2012『古代日本における法倉の研究』平成 21～23 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) 研究成果報告書
熊本県教育委員会 2012『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告第 276 集
武井紀子 2012「義倉の成立とその意義」『国史学』205
栃木県教育委員会 2007『長者ヶ平遺跡』栃木県埋蔵文化財調査報告第 300 集
林陸朗・鈴木靖民編 1985『復原天平諸国正税帳』現代思潮社
パリノ・サーヴェイ株式会社 2012「炭化米の分析」『鞠智城跡Ⅱ』熊本県教育委員会

舟尾好正 2002「古代の稲穀倉と地方財政 一越前国加賀郡を中心に一」『金沢星陵大学論集』36 巻第 2 号
舟尾好正 2006「賑給の実態をめぐる二、三の問題 一義倉による賑給の対象を中心に一」『大手前大学人文科学部論集』第 6 号
文化庁文化財部記念物課 2013『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』
向井一雄 2014「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ 一論考編一』熊本県教育委員会
山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
山中敏史 2003『古代の穎穀収取に関する考古学的研究』科学研究費補助金基盤研究 (C) (2) 研究成果報告書、平成 12 年度～平成 14 年度

図版典拠

図 1：栃木県教育委員会 2007、図 2：飯田市教育委員会 2013、図 3：熊本県教育委員会 2012